

行動計画(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2014年11月1日～2017年10月31日までの3年間

2. 内容

【目標1】

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- <対策>2014年度中に制度の関する周知を職員に対しておこなうとともに、管理職に研修等をおこない周知徹底する。

【目標2】

- ・2014年度中を目途に、小学校第3学年終了までの子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>2014年度中 制度の導入、職員への周知

【目標3】

- ・短時間勤務正職員制度の定着

<対策>職員への周知を通じて、計画期間終了時点で概ね5人程度の利用者となるように定着を図る。

【目標4】

- ・子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」等の実施

<対策>毎年、職員とその子どもが触れ合えるような場づくりを、計画し実施する。